

## 経皮経食道胃管挿入術(PTEG)の保険適用につきまして

住友ベークライト株式会社

2011年4月1日以降、「PTEGキット」を使用してPTEGを実施した場合の診療報酬、材料の償還価格は以下のとおりとなります。

	診療報酬 (2012年3月31日まで)	材料費	算定時の注意事項
造設時	K520 食道縫合術 1.頸部手術 (13,130点) を準用する。	請求できません	造設時に用いるカテーテル及びキットの費用は所定点数に含まれ、別に算定できません。
交換時	J043-4 胃瘻カテーテル交換法 (200点) を準用する。	交換時に使用した留置カテーテルについて、次の償還価格を請求できます。  167 交換用経皮経食道胃管カテーテル(新設) (償還価格 16,500円)	カテーテル交換時に行われる画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日に限り、1回に限り算定できます。

### 【ご留意いただきたいこと】

- ・「PTEGキット」は、胃瘻造設が困難な患者に適用することを目的として認可されております。  
このため、胃瘻造設が困難な患者以外に適用した場合は保険請求できません。
- ・上記の保険請求ができるのは、「PTEGキット」を使用した場合に限られます。従来より販売しておりました下記の製品は、PTEGで使用する事の認可を取得していない製品であるため、これらを使用してPTEGを実施した場合は上記の保険請求はできません。

製品名	医療機器承認番号
経腸栄養セット	21100BZZ00237000
経腸栄養ボタンカテーテル	21600BZY00312000

- ・同様に「PTEGキット」以外の医療機器(PTEGで使用する事を目的として認可されていない医療機器)を使用して造設等を行った場合も保険請求できません。
- ・ご案内しております診療報酬は2012年3月31日まで準用される暫定点数です。2012年4月1日以降の診療報酬は、来年度の価格改定で設定される診療報酬項目(新設)によります。

以上